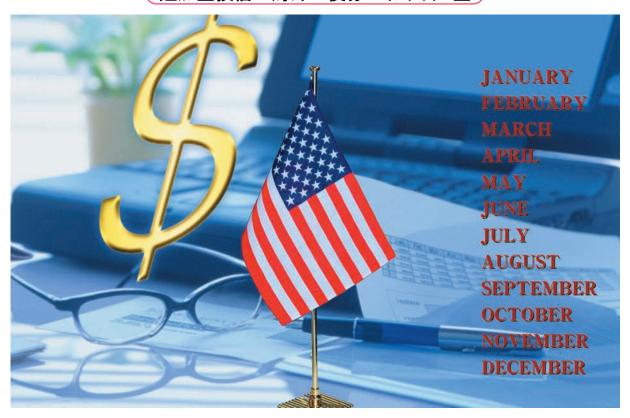
三菱UFJ 米国債券オープン(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券/インデックス型



	商品	品分類	属性区分					
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	為替 ヘ ッジ	対象インデックス
追加型	海外	債券	インテ゛ックス型	債券 公債 クレジット属性 (高格付債)	年12回 (毎月)	北米	なし	その他 (シティ米国債インデック ス(円ベース))

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

- 〇本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条 の規定に基づく目論見書です。
- 〇ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する 目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社の ホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。
- 〇本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信 託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。
- 〇ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資 信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) に基づき受益者の意向を確認いたします。
- ○ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別 管理されております。
- 〇請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う三菱UFJ 米国債券オープン(毎月分配型)の 募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有 価証券届出書を2015年5月15日に関東財務局長に提出しており、 2015年5月16日にその効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第404号 設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:12兆3,788億円 (資本金・運用純資産総額は2015年8月31日現在)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

販売会社:下記照会先でご確認ください。 (購入・換金の取扱い等を行います。)

<照会先>

●ホームページアドレス

http://www.am.mufg.jp/

●お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米ドル建ての米国国債を主要投資対象とし、米国の国債の指標であるシティ米国債インデックス(円ベース)の動きを概ね捉えつつ、毎月分配を行うことをめざします。

ファンドの特色

- ※ドル建ての米国国債を主要投資対象とします。
 - シティ米国債インデックス(円ベース)をベンチマークとし、当該指数の動きを概ね捉えることをめざして運用を行います。
 - ファンドが概ね捉えることをめざすシティ米国債インデックス(円ベース)は米国の国債(投資 適格債)のみを対象としており、したがってファンドは米ドル建ての米国国債(投資適格 債)を主要投資対象として運用を行います。
 - シティ米国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、米国債の総合収益率を指数化した債券インデックスです。
 - □ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

	高い				信用力					低い
		投資適	各格付け				投機的	格付け		
Moody's	Aaa	Aa	Α	Baa	Ba	В	Caa	Ca	С	_
S&P	AAA	AA	Α	BBB	BB	В	CCC	CC	С	D

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)のAaからCaaまでの格付けには「1, 2, 3」、またスタンダード・アンド・プアーズ(S&P)のAAからCCCまでの格付けには「+, -」という付加記号を省略して表示しています。

<運用プロセスのイメージ>

ステップ1:投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2:ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の 変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3:売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4:モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、 運用の継続的な改善に努めます。

- Ⅰ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html)でご覧いただけます。

外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、市況動向の 判断により、為替ヘッジを行う場合があります。
 - □ 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

毎月の分配をめざします。

- 毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当収益を中心に、基準価額 水準、市況動向等を勘案したうえで分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用 実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものでは ありません。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

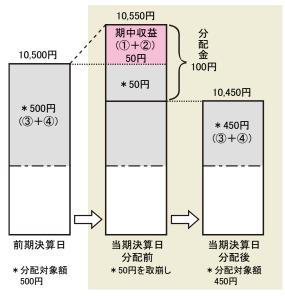
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。

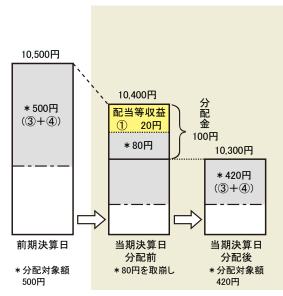
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)

(前期決算日から基準価額が下落した場合)





※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

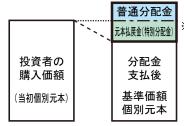
分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった

残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

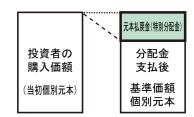
収 益 調 整 金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために 設けられた勘定です。 ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部 払戻しとみなされ、その 金額だけ個別元本が減少 します。 また、元本払戻金(特別 分配金)部分は非課税 扱いとなります。



普 通 分 配 金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、 これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u> したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の 下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。 投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(価格変動リスク)

市場リスク



一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、 ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落 要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク



組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク



有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や 供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない 場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より 不利な価格での取引となる可能性があります。

その他の留意点

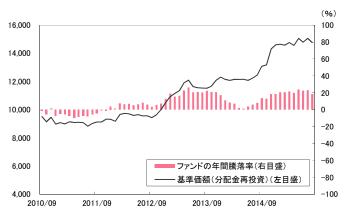
・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署により リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

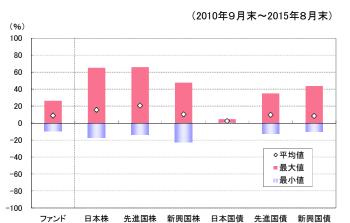
代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

●ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移



- ・ファンドの年間騰落率とは、当該各月末の基準価額(分配金再投資)から当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)を控除した額を当該各月末の1年前の基準価額(分配金再投資)で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして 計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計 算した年間騰落率とは異なる場合があります。

●ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



・グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大・最小騰落率(%)

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均值	+8.8	+15.5	+20.5	+10.3	+2.3	+9.6	+8.3
最大値	+26.2	+65.0	+65.7	+47.4	+4.5	+34.9	+43.7
最小值	-9.6	-17.0	-13.6	-22.8	+0.4	-12.7	-10.1

(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

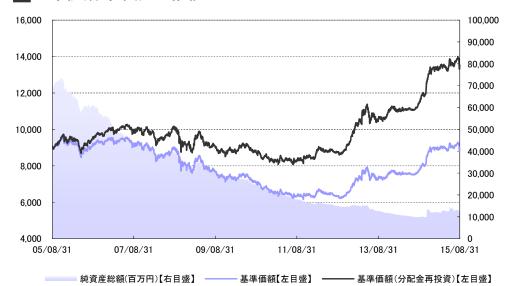
・2010年9月~2015年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落 率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについ て表示したものです。

資産クラス	指数名	注 記 等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として 算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配 当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取 引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしく は公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有して います。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデッ クス(配当込み)	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバ ーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

運用実績

1 基準価額・純資産の推移(2005年8月31日~2015年8月31日)



2 分配の推移

2015 年 8月	15円
2015 年 7月	15円
2015 年 6月	15円
2015 年 5月	15円
2015 年 4月	15円
2015 年 3月	15円
直近1年間累計	180円
設定来累計	3,975円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

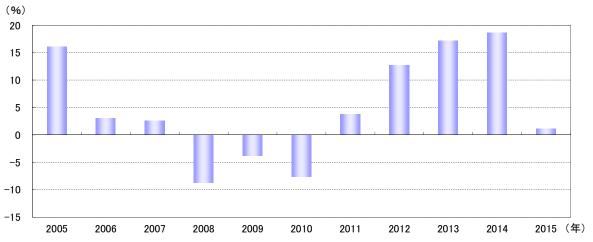
3 主要な資産の状況(2015年8月31日現在)

種別構成	比率
国債	99.1%
コールローン他	
(負債控除後)	0.9%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	3.25 T-NOTE 170331	国債	3.5%
2	0.75 T-NOTE 170315	国債	3.0%
3	1 T-NOTE 190930	国債	2.5%
4	3.125 T-NOTE 210515	国債	2.2%
5	0.875 T-NOTE 160915	国債	2.1%
6	0.75 T-NOTE 170115	国債	2.1%
7	1.875 T-NOTE 171031	国債	2.1%
8	2.75 T-NOTE 231115	国債	1.9%
9	2.625 T-NOTE 201115	国債	1.9%
10	0.75 T-NOTE 180415	国債	1.9%

[・]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2015年は8月31日までの収益率を表示
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購	購入単位	販売会社が定める単位 ➢ 販売会社にご確認ください。
入	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換	換 金 単 位	1口単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額ー信託財産留保額
金	換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
申込む	購入の申込期間	2015年5月16日から2016年5月16日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
制限等	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
₹	購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
	信託期間	無期限(2003年3月6日設定)
信託期間	繰上 償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算·	決 算 日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
子 分 配	収 益 分 配	毎月の決算時に分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	3,000億円
	公 告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(http://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
その他	交付運用報告書	6ヵ月毎(2·8月の決算後)および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
ie.	課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

益金不算入制度・配当控除は適用されません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資	者が直接的に負担する費	用	費用または費用を対価とする役務の内容
	購入時		
	購入時手数料	購入価額×1.08%(税抜 1%)(上限) ➢ 購入時手数料は販売会社が定めます。 詳しくは販売会社にご確認ください。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
	換金時		
	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に 留保される額
投資	【者が信託財産で間接的に	負担する費用	費用または費用を対価とする役務の内容
	保有期間中		
	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額× <mark>年1.08%(税抜 年1%)</mark> 配分(委託会社)年0.513% (販売会社)年0.513% (受託会社)年0.054%	(委託会社) ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 (販売会社) 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 (受託会社) 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
	その他の費用・手 数 料	売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	売買委託手数料: 有価証券等を売買する際に発生する費用 保管費用(カストディフィー): 外国での資産の保管等に要する費用

- ※ 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料は、その都度 信託財産から支払われます。
- ※ 購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用・手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が 含まれます。
- ※ 投資者にご負担いただく手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

	時 期	項目	税 金
分	配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金賞	(解約)時還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※ 上記は2015年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※ 少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる 配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり ます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。